

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し平成22年9月8日付け監察第52号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 「告発喚起文」の提出及び回答

異議申立人は、平成22年7月28日、和歌山県監察査察監（以下「査察監」という。）に対し、平成13年に実施機関が行った地図訂正申出に係る公文書について実施機関の職員が毀棄及び改ざんをしたとして、実施機関及び実施機関の職員4名を告発することを求める「告発喚起文」を提出した。

査察監は、「告発喚起文」に対し、「従前から回答しているとおり、和歌山市上三毛字東山田地内における昭和40年代の用地買収及び平成13年の公図訂正申出については、適正に事務手続きが行われている」こと及び「当該公図訂正申出関係文書につき、毀棄、改竄した事実は認められない」ことを理由として、「本職が告発する必要は認めておりません。」とする回答を平成22年8月20日付けで行った。

2 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年8月30日付けで以下の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「平成22年8月20日付和歌山県監察査察監による『「告発喚起文」に係る回答について』で、「本職が告発する必要は認めておりません」の理由「1 用地買収公図訂正申出については、適正に事務手続きが行われている」として、回答があった。告発喚起文には、不正事実、事実無根、誤った情報等具体的に証拠を添付して、提出している。それらの不正事実等が「適正に事務手続きが行われている」とする「根拠と証拠」を出来るだけ詳細に開示。」

3 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「作成又は取得していないため」との理由で、平成22年9月8日付けで本件処分を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、平成22年9月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、「事実を開示し、根拠と証拠のある公平な情報」を隠さず全部開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって本件処分に関して主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、昭和40～45年頃の和歌山市上三毛字東山田地区の県道工事に關する不正を隠そうとする行為を繰り返しており、本件処分もその一環である。県民への裏切り行為であり、人権蹂躪である。
- (2) 異議申立人は、「告発喚起文」において、実施機関による不正事実や違法行為等について、具体例を挙げて指摘したにも拘わらず、実施機関は、根拠及び証拠を添えることなく「告発理由に該当しない」と回答しただけであった。本件開示請求によって回答の「根拠と証拠」の開示を求めたところ、不存在理由による非開示決定であったが、根拠がないのに、何故「適正に事務手続が行われている。」といえるのか。仮に異議申立人の指摘が誤りであるとするならば、実施機関にはその誤りについて証拠を示し、納得のいく説明をする義務がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 不正行為等通報に関する事務について

「告発喚起文」に係る事務は、不正行為等通報に関する事務（以下「不正通報事務」という。）として処理した。不正通報事務は、和歌山県不正行為等通報処理要領（以下「要領」という。）に基づいて処理されるが、要領では、査察監が通報の受付窓口となることが定められており、通常は、査察監が自ら各課を調査し、不正等の事実があるか否かの判断を下して通報者に回答する。必要なときだけ、監察査察課職員に手伝わせる。調査過程の情報管理も、査察監単独で行う。

不正通報事務に関する公文書作成については、通報時に受入登録を行って専用の冊子を作成し、記録を綴じていくが、査察官が単独で事務を処理するので、通報者へ回答する場合等にも起案文は作成されず、回答文のみが作成され、その写しが綴じられる。なお、調査対象となった各課の資料（公文書）は、そのまま各調査対象課で保存される。

2 本件処分について

異議申立人は、平成20年12月以降、和歌山市上三毛字東山田地区における昭和40年代の県道用地買収並びに平成13年の地図訂正等に関して不正行為等通報5回、請願書提出3回及び「告発喚起文」提出1回を繰り返している。

最初の通報については担当所属に内容確認を行ったが、以後の通報等については、いずれも同じ地図訂正に関するものであったので、特に新たな調査等を行う必要性を認めず、「問題なし」と回答した。公文書の作成についても、最初の通報のあった平成20年度にファイルを作成し、その後提出された通報等及びそれらへの回答文の写しは、一連のものとして同じファイルに綴じている。他の記録は作成していない。また、通報等への回答にあたって、起案文は作成していない。

「告発喚起文」についても新たな調査は不要と判断し、証拠書類等の作成又は取得をせず、回答文のみ作成した。起案文も作成していない。したがって、本件開示請求の対象となる証拠書類等は作成又は取得していないため、不存在理由による非開示決定を行った。

第5 審議会の判断

1 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 実施機関が異議申立人に送付した「告発喚起文」への回答文中に「和歌山市上三毛字東山田地内における昭和40年代の用地買収及び平成13年の公図訂正申出については、適正に事務手続きが行われている。」とあることの「根拠と証拠」となる公文書が存在する場合、当該公文書に記載された異議申立人の個人情報が、本件開示請求の対象となるが、実施機関は、「告発喚起文」に係る事務処理については、「告発喚起文」を取得し、及び回答文を作成したのみで、その他の公文書の作成及び取得はしていないため、本件開示請求の対象となる保有個人情報も存在しないと主張している。したがって、当審議会は、「告発喚起文」への回答の根拠となる公文書が不存在であるという実施機関の主張の妥当性について、判断する。

(2) 実施機関の説明では、平成20年12月以降、異議申立人は、同趣旨の通報等を繰り返しており、「告発喚起文」についても以前の通報等と同趣旨であったため、新たな調査は不要と判断し、証拠書類等の作成又は取得をせず、従前と同趣旨の回答文のみ作成し、起案文も作成していないことである。

このように同趣旨の通報等が繰り返されている場合、実施機関が新たな調査は不要と判断し、証拠書類等の作成又は取得をしなかったとの主張については、特に不自然な点は認められない。

2 不正通報事務処理における文書事務について

(1) 通常の実施機関の文書事務においては、受領した文書に対する回答を決定する際には、起案文が作成され、当該起案文中に、回答することの

理由等が記載されるが、不正通報事務については原則として査察監が単独で処理し、起案文を作成していないとしているので、この点について検討する。

(2) 実施機関の文書事務について規定する和歌山県公文書管理規程（平成13年訓令第2号）では、第3条第1項で、原則として「事務及び事業に関する意思決定に当たっては、文書を作成すること」とされており、文書の作成については、第23条で「起案の方法により行うもの」とされている。また、第22条において「事務担当者は、文書を作成し、又は文書の配布を受けたときは、当該文書を作成し、又は取得したことについて、起案の方法又は供覧の方法により、上司の決裁を受け、又は上司の閲覧に供するものとする。」とされており、通常の実施機関の事務に関する意思決定に当たっては、部下の事務担当者が起案し、上司が決裁することにより決定されることとなる。そして、起案文には、通常、当該決定をする理由が記載されるものである。

(3) しかし、不正通報事務の処理について規定する要領では、第2条で、通報を受け付ける窓口は直接に査察監が務めることとされており、その他の不正通報事務全般についても、通常の県の事務とは異なり、通報窓口である査察監が自ら務めることとされている。また、第11条で、通報処理に係る記録及び関係資料の管理について「通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で保管しなければならない。」と定められている。

以上から、原則として不正通報事務処理上の意思決定は、査察監のみが行うこととされていることが分かる。また、実際の不正通報事務の運用においても、内部告発やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の相談を受け付けるという特殊かつ専門的な事務内容から、査察監自らが処理をするとの説明には、不合理な点は認められない。

(4) 上記から、査察監自らが一連の事務処理を行うことから、部下が上司に対して意思決定の伺いを立てるという形式の起案文が作成されないという実施機関の説明についても、事実であると認めるに足る。

したがって、「告発喚起文」に係る事務処理の記録は、「告発喚起文」及び回答文のみであり、本件開示請求の対象となる証拠書類等は作成又は取得していないとの実施機関の主張は、事実と認めることが相当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」以外の種々の主張をしているが、当審議会は、条例第39条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について判断するものであり、異議申立人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成22年9月28日	○諮問（実施機関）
平成22年10月18日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成22年11月8日	○異議申立人からの意見書を受理
平成22年12月24日	○審議
平成23年1月14日	○審議
平成23年2月2日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成23年3月11日	○審議
平成23年4月15日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成23年5月13日	○審議